

特定漁港漁場整備事業計画書

1 目的

目 的	
	<p>(1) 地域の特徴</p> <p>境港地区は鳥取県西端に延びる弓ヶ浜半島と島根半島に囲まれた境水道に位置し、古くから天然の良港として利用され、文久元年（1860年）には御手船役所が設けられ、瀬戸内海、九州方面、但馬、北陸方面との木造和船による交易が行われ、明治23年（1890年）には県支弁港として、さらに明治37年（1904年）には開港指定を受け、対外交易が進められた。昭和28年（1953年）には第3種漁港の指定を受け、巾着網による水揚量の飛躍的な増大により、昭和48年（1973年）に特定第3種漁港の指定を受け、その背後に現存の卸売市場が整備され、日本海沖合漁業の中核基地として全国的な水産物の生産・流通の拠点を担ってきた。</p> <p>(2) 水産業の沿革と現状</p> <p>境漁港における水産物の取扱量は、マイワシ資源の増加により昭和61年（1986年）から平成6年（1994年）まで9年連続で50万トン以上を記録し、平成4年（1992年）から平成8年（1996年）までの5年間は全国1位であったが、その後、急激に減少し、長期的な資源変動の低迷期に入った。現在、境漁港を基地とする漁業は、まき網漁業、かにかご漁業、沖合底びき網漁業、いか釣漁業等の沖合漁業を中心として、平成25年の水産物取扱量は136,065 t、取扱金額17,823百万円となっている。</p> <p>魚種別には、まき網漁業によるアジ、サバ、イワシ類、かにかご漁業によるベニズワイガニが漁獲の多くを占めているが、各種沿岸漁業も含め、春にはサヨリ、メバル、カレイ類、夏には本マグロ（クロマグロ）、白イカ（ケンサキイカ）、スズキ、イワガキ、秋にはハタハタ、シラス（イワシ類稚魚）、サワラ、冬には山陰の冬の味覚の王様である松葉がに（ズワイガニ）、ブリ、スルメイカ等、四季折々、多種多様な水産物の水揚げがなされている。特に、クロマグロ及びベニズワイガニは、長年水揚量日本一を記録している。</p> <p>境港市が水産都市として急成長した背景には加工から流通に至る一貫した機能と設備が整備されたことにある。境港水産物地方卸売市場はかねてより「関西の台所」として関西圏への水産物の供給に大きな役割を果たしてきたほか、関東への出荷も増やしてきた。昭和44年（1969年）に昭和工業団地内に加工団地が形成され、各加工業の設備の近代化や増大する水揚げに対応した工場の拡大が行なわれ、昭和48年（1973年）には加工排水の共同処理施設等が整備された。</p> <p>近年では、宮城県女川町の三陸海岸のギンザケ養殖業が東日本大震災で被災したため、かつてサケの養殖業が行なわれていた美保湾での事業化の可能性を検討しようと、民間事業所が鳥取県と境港市の財政支援を受けて平成23年12月から海面養殖業に取り組んでいる。</p> <p>境港における水産物輸出は、かつては冷凍イワシを中心にフィリピン、マレーシア等へ年間約1～3万トン輸出されていたが、マイワシ資源の衰退により輸出量は大きく減少した。近年は冷凍魚を中心に、韓国、中国、ベトナム等への輸出がなされている。</p>

(3) 漁港漁場整備の沿革と役割

境漁港は大正年間になって、まき網漁業の発達とともに漁港整備が始まり、昭和30年（1955年）の第2次漁港整備長期計画から本格的に進められ、昭和42年（1967年）に境外港埋立地（現昭和町）を造成し、昭和48年（1973年）～昭和52年（1977年）に荷揚げ施設である3～5号上屋を建設し、昭和55年（1980年）に2号上屋、昭和59年（1984年）～昭和60年（1985年）に1号上屋、昭和63年（1988年）に活魚上屋を建設した。平成6年の第9次漁港整備長期計画以降、大型漁船に対応した係留施設等の改良が行われた。

平成12年10月6日に鳥取県西部地震が発生し、境漁港では埋立地である陸揚げ岸壁周辺や流通加工団地が甚大な被害を受けた。平成14年（2002年）までに、市場トイレ、仲卸店舗トイレ新設・改修を行なった。

近年では、水産物の衛生管理の向上を目指して、平成14年（2002年）には海水殺菌装置を1号上屋、2号上屋、7号上屋に整備し、平成16年（2004年）に1号上屋防風防暑施設、平成17年（2005年）に2号上屋防風防暑施設を整備した。

(4) 当該事業計画の目的

① 水産物の安定的な提供に対応できる力強い水産業づくりの推進及び消費者に安心・安全な水産物を提供できるように、境漁港で水揚げされる水産物の高度衛生管理を強化し、まき網漁業、かにかご漁業、沖合底びき網漁業、いか釣漁業、各種沿岸漁業に対応した、高度衛生管理荷さばき所の整備を実施する。

また、本事業を核として、付加価値の向上と大量水揚げ・迅速処理に対応できるような集荷・販売力の強化に努め、観光連携によって地域活性化を推進する。

② 災害に強く安全な地域づくりの推進

地震・津波等の災害時に漁業の早期再開を図るため、陸揚岸壁の耐震化を行う。

2 施行に係る区域及び工事に関する事項

(1) 区域に関する事項

イ 区域名

区域名	境港地区
-----	------

ロ 所在地等

都道府県名	鳥取県	関係市町村名	境港市
地域指定	—		
整備対象漁港名	境漁港	整備対象漁場名	—

ハ 位置図

位置図



写真①



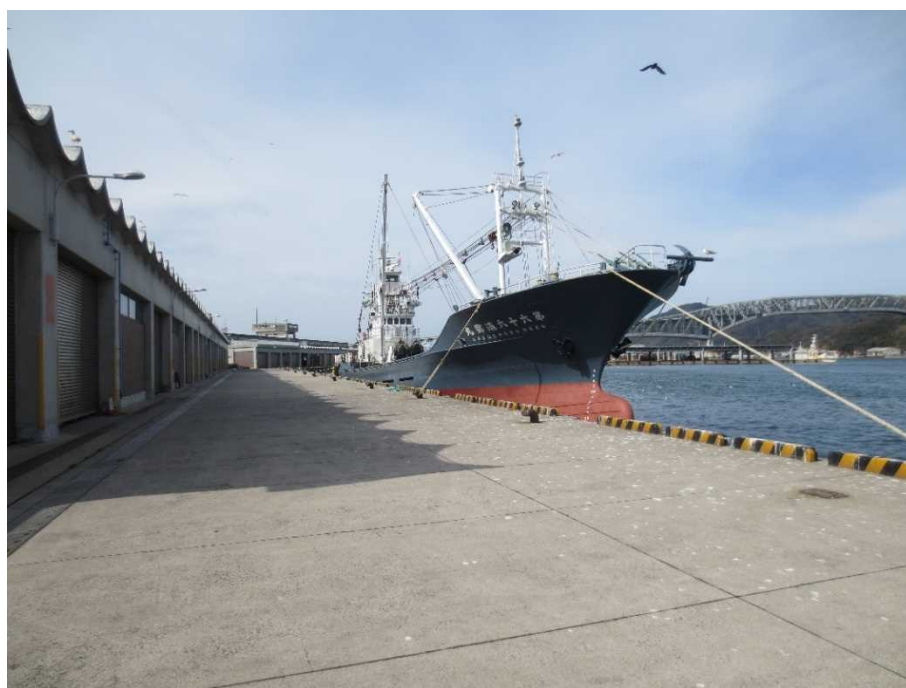
事業対象部航空写真

写真②



荷さばき所 (2号上屋)

写真③



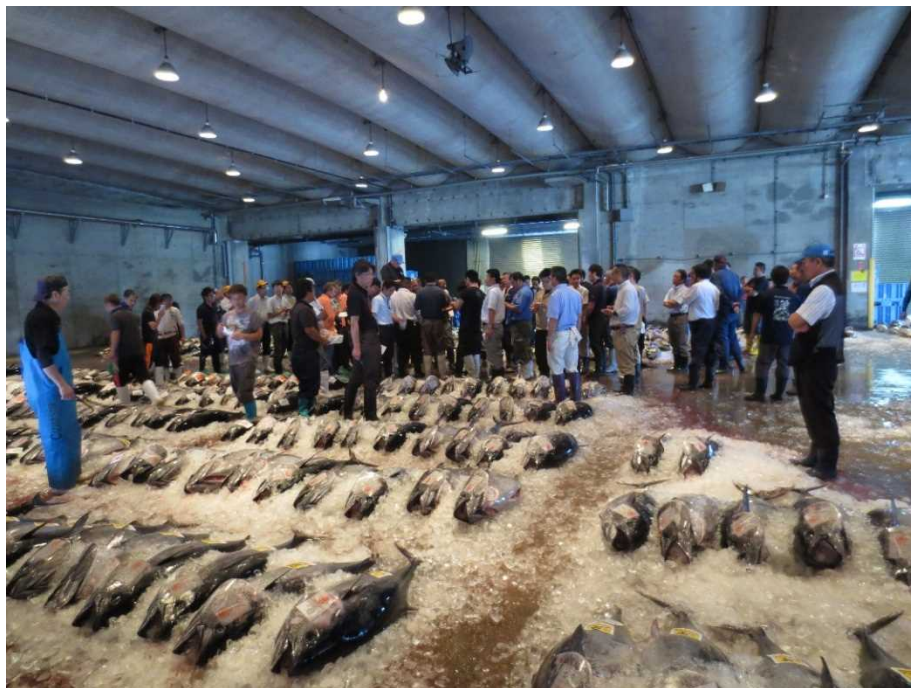
荷さばき所 (1号上屋)

写真④



荷さばき所 (3~5号上屋)

写真⑤



マグロを冷すために床の上に氷を敷きその上にマグロを陳列しているので、床から汚染される可能性がある。

写真⑥



ブルーシート上に直接長靴で乗っており、危害が持ち込まれる可能性がある。

写真⑦



セリ人が陳列されたタンクの上に乗るため、長靴に付着した危害が持ち込まれる可能性がある。

写真⑧



岸壁に屋根がないため、風雨等により品質劣化する可能性がある。

写真⑨



トラックからの血水の排出により、荷さばき所内が汚染される可能性がある。

写真⑩



鳥が自由に荷さばき所内を飛来できるため、鳥糞などの危害が混入する恐れがある。

写真⑪



漁港利用者の駐車場が不足しており、臨港道路に駐車している。

ニ 当該区域の水産業に係る現況、課題及び整備方針

当該区域の水産業に係る現況、課題及び整備方針

① 水産物の安定的な提供に対応できる力強い水産業づくりの推進

【現況、課題】

境漁港は陸揚げ岸壁の延長が不足しており、盛漁期等には2艘着けや他漁港への回避により対応している。十分なけい留スペースが確保できないことが大中型まき網船団の境漁港への入港を減らしている一因にもなっている。

境漁港の強みは、漁獲物の処理能力の高さにある。しかし、水揚港としては上屋や岸壁が狭く、まき網漁業とベニズワイガニのかにかご漁業が同じ岸壁を使うなど、複数の漁業種類が輻輳して利用しており、それぞれの漁業種類の衛生管理や水揚げの効率化に迅速かつ的確に対処することが難しいのが現状である。

国民の水産物の衛生管理に対する関心は高く、水産物の陸揚げ場所である漁港においても高度な衛生管理が求められている。3号から5号上屋は屋根だけで壁がないため、市場利用者は風雨等にさらされるほか、カモメなどの鳥類が自由に侵入し危害の混入の恐れがあり、水産物を取り扱う場所としては十分な環境になっていない。沖合底びき網漁業や沿岸漁業の漁獲物を取り扱う2号上屋は壁やシャッターが整備されているものの、場内は人、水産物、車両が渾然一体となっており、排気ガスによる汚染も懸念される。

境港水産物地方卸売市場は昭和48年から昭和60年に整備された施設が多く築30年以上が経過している。ブロック壁面の破損、鉄骨・配管の錆、屋根雨漏りなど施設の老朽化が激しく安全面及び衛生面で危惧されている。

【整備方針】

国が定めた高度衛生管理基本計画に基づき、境漁港の陸揚げ岸壁とその背後の魚市場が立地する荷さばき所を対象範囲とし、取り扱われる水産物が、陸揚げから荷さばき、出荷に至る各工程において、生物的、化学的あるいは物理的の危害が加わらないよう、高度な衛生管理に対応した岸壁と荷さばき所の一体的な整備を行うこととする。

② 災害に強く安全な地域づくりの推進

【現況、課題】

境漁港は、平成12年10月6日に発生した鳥取県西部地震において陸揚げ岸壁周辺や流通加工団地が甚大な被害を受けた。災害発生時の地域住民、漁港・市場利用者、来訪者の安全確保や、災害発生後速やかに水揚げが再開できる「災害に強い漁港・市場づくり」が求められている。

【整備方針】

今般の地震・津波の被災経験を踏まえ、漁港利用者の避難対策や市場機能の継続又は被災後速やかな活動再開が図れるよう岸壁の耐震化を行う。

ホ 整備対象漁港及び整備対象漁場の現況及び将来見通し

(現況)

(平成23年12月現在)

整備対象漁港名	属地陸揚量147,774トン	属地陸揚金19,378百万円	属人漁獲量52,391トン
境漁港 (特定第3種)	登録漁船隻数 257隻	利用漁船隻数 321隻	漁船以外利用船舶隻数 27隻
	主な漁業種類 まき網漁業、かきかご漁業、沖合底びき網漁業、いか釣漁業、その他沿岸漁業	主な魚種 アジ、マイワシ、ベニズワイガニ、ズワイガニ、ブリ類、クロマグロ、等	

(将来見通し)

(目標年：平成35年)

整備対象漁港名	属地陸揚量128,322トン	属地陸揚金額17,034百万円	
境漁港 (特定第3種)	登録漁船隻数 267隻	利用漁船隻数 369隻	漁船以外利用船舶隻数 36隻

将来見通しの考え方

平成14年～平成23年の10年間のデータを分析した上で、線形近似、対数近似、指数近似、3ヶ年平均を算出し、相関係数を勘案して以下の通り推計した。

【属地陸揚量】

平成14年の90,000トンから微増し、平成23年には15,000トン近くまで陸揚量が増加している。増加の傾向にはあるものの、予測計算の相関係数が低いため、直近3カ年（平成21年から平成23年）の値の平均値128,322トンを推計値とした。

【属地陸揚金額】

平成14年の16,500百万円から平成19年・平成20年の21,000百万円まで増加傾向にあったが、平成21年・平成22年は16,000百万円前後まで減少し、平成23年には20,000百万円近くまで回復した。予測計算の相関係数が低いため、直近3カ年（平成21年から平成23年）の値の平均値17,034百万円を推計値とした。

【登録漁船隻数】

平成14年の255隻から減少して平成20年には230隻まで減少した。平成21年に5トン未満の漁船が増加し、平成21年・平成22年には290隻前後まで増加したが、平成23年には減少し257隻の漁船が登録されている。10～20トンの登録漁船は相関係数の高い対数式で推計された値を採用し、100～200トンの登録漁船は相関係数の高い一次式で推計された値を採用し、その他の登録漁船は相関係数が低いので、近年3ヶ年（平成21年から平成23年）の値の平均値を推計値とした。

【利用漁船隻数】

平成14年に472隻あった利用漁船隻数は増減を繰り返しながら全体として減少傾向にあり、平成23年には321隻まで減少している。その内訳は、5トン未満が28隻増加しているものの、5～10トンが16隻、10～20トンが114隻、20～50トンが9隻、50～100トンが15隻、100～200トンが21隻、200

～500トンが6隻減少している。500トン以上の利用漁船は1隻増加している。

利用漁船隻数のうちの地元漁船隻数は、登録漁船隻数と同じなので、将来見通しの隻数は登録漁船の見通しと同じ隻数とした。

利用漁船隻数のうち、外来漁船隻数は、相関係数が低いので、近年3ケ年（平成21年から平成23年）の値の平均値を推計値とした。

【漁船以外利用船舶隻数】

貨物・連絡船は平成18年～平成20年には9隻あったが、その以外の年は4～6隻の間で変動し相関係数が低いので、直近3カ年（平成21年から平成23年）の値の平均を推計値とした。

プレジャーボートは平成13年から平成20年までは15隻から27隻の間で変動していたが、平成21年・平成22年に36隻まで増加し、平成23年には21隻まで減少した。相関係数が低いので、直近3カ年（平成21年から平成23年）の値の平均を推計値とした。

(2) 工事に関する事項

イ 主要施設の種類、規模及び配置等

(漁港施設)

都道府県名	整備対象漁港名	漁港種類	所管	事業主体名	漁港管理者名
鳥取県	境漁港	特定3種	本土	鳥取県	鳥取県
計画施設	計画工事種目		単位	計画数量	備考
水域施設	-6.0m泊地		m ²	7,300	①
係留施設	-6.0m岸壁（新設）		m	313	② 栈橋式
係留施設	-6.0m岸壁（改良）		m	157	③ 2号耐震化
係留施設	-6.0m岸壁（改良）		m	245	④ 5～7号増深
輸送施設	道路		m	485	⑤
漁港施設用地	用地（人工地盤）		m ²	12,000	⑥ 駐車場
漁港浄化施設	清浄冷海水取水施設		式	1	⑦
漁獲物の処理、保蔵及び加工施設	荷さばき所		式	1	⑧ 1～6号

ロ 工事の着手及び完了の予定時期

着手予定年度	平成 26 年度	完了予定年度	平成 35 年度
--------	----------	--------	----------

ハ 計画平面図

計画平面図	別紙のとおり
-------	--------

二 漁獲物の衛生管理に関する事項

漁獲物の衛生管理に関する事項					
<p>前述「イ 主要施設の種類の種類、規模及び配置等」のうち、国の策定する「高度衛生管理基本計画」に基づく整備内容は、以下の通り。</p>					
計画施設	計画工事種目	単位	計画数量	事業主体	備 考
水域施設	－6.0m泊地	m ²	7,300	鳥取県	①
係留施設	－6.0m岸壁(新設)	m	313	鳥取県	②栈橋式
係留施設	－6.0m岸壁(改良)	m	157	鳥取県	③2号耐震化
係留施設	－6.0m岸壁(改良)	m	245	鳥取県	④5～7号増深
輸送施設 漁港施設 用地	用地(人工地盤)	m ²	12,000	鳥取県	⑥駐車場
漁港浄化施設	清浄冷海水取水施設	式	1	鳥取県	⑦
漁獲物の処理、 保蔵及び加工施設	荷さばき所	式	1	鳥取県	⑧1～6号
<p>◆施設設計にあたっては、地震等の想定される外力に対し所要の安定性を確保する。</p> <p>◆施設規模については、漁獲物の取扱量を考慮し、高度な衛生管理を行う上で必要な規模とする。</p> <p>◆荷さばき所の整備にあたっては、必要に応じて、清浄な海水の取水・排水施設、水産物の保管に適した温度調整が可能な機能、荷さばき所及び陸揚げ岸壁への人・車の出入場の際の洗浄施設、水産物の計測・計量施設、取水した海水の冷却装置等を導入する。</p>					

3 事業費に関する事項

計画事業費	12,000 (百万円)
-------	--------------

4 効果に関する事項

1. 主要な水産施策別の事業効果

①水産物の安定的な提供・国際化に対応できる力強い水産業づくりの推進

特定第3種漁港であり、水産物の流通拠点である境漁港において、水産物の生産から陸揚げ、流通・加工までの一貫した高度衛生管理対策に取り組むことによって、消費者に安心・安全な水産物を提供するとともに、品質・衛生面で輸入水産物に対する我が国の水産物の国際競争力を強化する。

②災害に強く安全な地域づくりの推進

現在、境漁港で日常的に水揚げに使用されている陸揚岸壁は耐震化が行われておらず、万が一地震などにより被災した場合、水産物の流通に重大な影響を与えるため、岸壁を耐震化し安定した水産物の流通確保を図る。これにより震災時においても、安定して水揚げを行うことのできる災害に強い安全な漁港を形成する。

2. 地域に与える影響

境漁港は、特定第3種漁港として、全国、特に西日本の主要消費地市場への水産物の安定供給、クロマグロ、ベニズワイガニ及びズワイガニ等の高級なものの産地として重要な役割を果たしている。近年、安全で安心な水産物を求める消費者ニーズに対応するため、早急に漁港において取り扱う水産物の衛生管理の強化を図ることが求められている。

本事業で、衛生管理に対応した岸壁と荷捌所の一体的な整備とともに、市場関係者自らによる衛生管理体制の強化を図ることにより、国民に安全・安心な水産物を提供するものであり、付加価値の向上（水産物の品質低下防止）と魚価の安定が実現される。

また、境漁港の背後には水産加工団地が控えており、漁港・市場の衛生管理の強化を図ることは加工場と一体的な衛生管理の向上が期待でき、加工場の衛生管理強化の促進、境港ブランドの強化、輸出増大に期待できる。

3. 費用対効果分析結果	
社会的割引率 4.0%	投資期間 平成26年～35年
現在価値化の基準年度 平成26年	施設の耐用年数 38年
貨幣化による分析結果	
貨幣化した効果項目	①水産物生産コストの削減効果 ④漁獲物付加価値の効果 ⑤漁業就業者の労働環境改善効果 ⑧生命・財産保全・防御効果
総便益額B	14,531百万円
総費用額C	11,214百万円
費用便益比率(B/C)	1.30
参考	純現在価値：(B-C) 3,317百万円
	内部収益率：(IRR) 5.65%
4. 事業の定量的・定性的効果（貨幣化が困難な効果）	
<p>高度衛生管理対応の荷さばき所を整備することで、境漁港で陸揚げされる水産物のブランド価値を高めるとともに、安全・安心な水産物を提供できることから、販路の拡大が期待できる。</p> <p>耐震強化岸壁を整備することで、震災時にも水産物の陸揚げが可能となり、震災による地域経済の停滞を回避することができる。</p>	

5 水産物の衛生管理に関する事項

水産物の衛生管理に関する事項	
<p><衛生管理の基本的な考え方></p> <p>取り扱われる水産物について、陸揚げから荷さばき、出荷に至る各工程において（生物的, 化学的あるいは物理的）危害を分析・特定の上、危害要因を取り除くためのハード及びソフト対策を講じるとともに取り組みの持続性を確保するための定期的な調査・点検の実施ならびに記録の維持管理と要請に応じた情報提供を可能とする体制を構築することで、総合的な衛生管理体制の確立を目指すものである。</p> <p><高度衛生管理導入の対象エリアと対象水産物></p> <p>荷さばき所内でセリ・入札を行う1～2号上屋・陸送上屋・5号岸壁先端部と、まき網漁業でトラックに直積みする3～6号岸壁を分離することにより、漁業種類に合った高度衛生管理を実現する。</p> <p>まぐるまき網漁業、いか釣漁業、沖合底びき網漁業、陸送物は1～2号上屋及び陸側に延伸した陸送上屋でセリ・入札を行い、かにかご漁業は5号上屋先端で入札を行い、荷さばき所内及びその前面のエプロンは車両の進入を禁止し危害の進入を屋根や壁で防ぐことによって高度衛生管理エリアとする。</p>	

トラックに直積みするまき網漁業は、3～6号岸壁で入札を行い、トラックに直積みした後、血水抜きするスペースは屋根と防鳥ネットによって危害の混入を防ぐことによって高度衛生管理エリアとする。

6 環境との調和に関する事項

環境との調和に関する事項	
岸壁及び荷さばき所内で発生する排水は、すべて排水施設で処理し、直接泊地に流さないようにすることで 港内の水質の保全、ひいては周辺海域の水質の保全を図る。	

7 他の水産業に関する施設との関係に関する事項

施設名	施設規模・内容	本事業との関係	備考
卸売業者事務所等	一式	本事業で整備する荷さばき所の2階に卸売業者事務所等を整備する。	単独事業

境漁港衛生管理基本計画平面図

漁港番号	種 別	所 管	事業主体	管 理 者	施 工 場 所
3430110	特定3種	本 土	鳥 取 県	鳥 取 県	鳥 取 県 境 港 市

位置図

風向風速図

凡 例

-
-
-
-

潮 位 図

H.H.W.L	+0.85
H.W.L	+0.35
D.L	±0.00
L.W.L	-0.10

